

甲状腺外科草子 117

藤堂高虎の遺訓：高山公二百ヶ条④

杉野圭三

「家老の心持」の続きから始めよう。

[家老の心持之事] (続き)

第 32 条 依怙息鼯鼠不可有親兄弟一門成共善はよきにし悪敷ハあしきにしらす事第一の本意なりかならず主人ハ下々迄常に近付されハこまか成事ハ不知家老の役にあらずや十か七つ八つハ家老の口を真にする事多し然にゑこひいき有ハくらやみたるへし第一我身の行ひをよくすれハ人も能手に付なり我あり度儘に有てハ一つとして不可調主人も頓而見かきるへし (えこひいきをしてはならない。親兄弟の一門でも、善は善、悪は悪とすることが第一である。主は普段は常に下々までは近付かないので、細かなことは知らず、家老の役目であろう。十のうち七、八は家老のいうことを真にすることが多い。だから、依怙息鼯鼠があれば、くらやみとなるだろう。第一は自分の行いを良くすれば、他人もそうなる。自分がしたいままにするのでは一つとしてうまくいかない。主も、やがて見限るだろう) 家老は部下を平等に評価しないと上からも下からも見限られ、まとめることができない。

第 36 条 人の事悪敷口をきく出入之者ハ必心をゆるすへからす又先江行其家の事を可語当座の間に合する物也と心得心をゆるすまし (他人のことを悪くいう出入りの者には、心を許してはならない。また、行った先でその家のことを語るときには、当座の間に合わせたことを話すものであるからと心得、心を許してはいけない)

第 40 条 数年昼夜奉公をつくしても氣も不附主人ならば譜代なり共隙を可取うつらうつらと暮し候事詮なし情深く理非正しくハ肩をすそにむすひても譜代の主人といひ情に思ひかへとどまるへし (数年、昼夜奉公をつくしても氣のつかない主人であれば、譜代であっても暇をとるべきだ。うつらうつらと暮らすのは意味がな

い。情け深く理非正しい主人であれば、肩を裾に結んでも、譜代の主人であるからと情をもって思い直しとどまるべきだ)

主を七度替えた高虎ならではの言葉である。
第 41 条 よき主人善き家老よき侍といふ八十に一つ二つ三つ悪敷ハよきなり悪きをゆるすとてひけ有人か一心の不叶か口をたたき人の中言或は手の悪敷ぬす人同前の事たらは以の外可成免しても不苦ハ立居の不調法物言こと葉のひくき事など言ハ若しかるましきか此外ハ不可免 (よい主人、よい家老、よい侍というのは、十に一つ、二つ、三つ悪いところがあってもよい。悪いのを許すと言っても高慢な人間が自分の心に合わないとして、かげ口をいったり、つげ口をいったり、手の悪い盗人同様のことをするものは、もつてのほかである。許せるのは、立居振舞の不調法なもの、物を言う言葉の能力の低いことなど、このほかは許すべきではない) 多少の欠点は「許してやったらどうや〜」かな?

第 42 条 姪乱なる人ハ風上にも不可置事 (姪乱な人は風上にもおいてはいけない)

第 43 条 親たる人に不孝行ハ人外也如何行末あしかるへし主親ハ深くうやまふべし (親に不孝行は人ではない。行く末はどんなにか悪いことか。主親は深く敬うべきだ)

第 47 条 慇懃にするハ徳意多し慮外する人ハ損多かるへし (慇懃な人は徳が多い。ぶしつけな人は損が多い)

第 48 条 大名大身小身侍下々迄諸事に付早しわるし大事なく遅しわるし猶わるし心得へし (大名大身小身侍下々まで物事の決定が早くて悪いのは大事ではないが、決定が遅くて悪いのは、なおその上、悪いと、心得るべきだ)

「巧遅拙速に如かず」、拙速はまだ許せるが、決定することができずに、なおその判断が悪い拙遅(?) が許しがたいのは当然!

参考資料：藤堂高虎公と遺訓二百ヶ条

(一甲状腺外科医の徒然なる随想)

2024年10月24日